

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
災害対策本部から町民の皆様へ下記のとおりお知らせします。

人的被災状況

被災から **42** 日

避難者数	2,239 人	前日比 ▲77人 避難所数 34箇所
遺体収容数	669 人	身元確認 456人 遺体引取数 519人 遺体安置数 150人
行方不明者数	1,044 人	

※平成23年4月21日現在

お知らせ

1. 定住促進住宅の改修作業について

東日本大震災により被災されました皆様に、心からからお見舞い申し上げます。
さて、浸水した定住促進住宅1号棟および2号棟の1階部分について、今月27日(水)から改修作業に着手する予定です。
つきましては、両棟1階へ入居の皆様は、今月26日までに貴重品等の搬出をお願いします。

問合せ先 大槌町役場地域整備課管理班 090-1851-4911

2. 簡易シャワー室の利用開始について

この度、避難生活を余儀なくされている方々の心労を和らげたく、善意により簡易シャワー施設が設置されました。
つきましては、下記のとおり利用を開始しますので、多くの方に利用していただきますよう、お知らせします。

記

日 時：平成23年4月25日(月)から 午前10時～午後4時
(土日祝祭日および雨天時は中止しますので、ご了承ください。)

場 所：大槌町給食センター脇(大槌町吉里吉里1丁目1番1号)

仕 様：男性用2室、女性用2室(男女別の出入口有り)

利用方法：①1日の利用は男女それぞれ先着50名までとします。
1人当たりの利用時間は15分以内とします。

②午前9時より整理券を配布します。

③入浴用品の、シャンプー・リンス・ボディソープは用意しておりますが、
タオルおよび着替えはご持参願います。

その他：待合室や送迎等の整備は整っておりませんので、ご了承ください。また、現地の駐車場には数に限りがあります。

問合せ先 大槌町役場地域整備課管理班 090-1851-4911

3. 水道事業所からのお願い

水道は飲料水です。にごりや異物がなければ飲料水として支障がありません。
なお現在仮復旧中であり水圧が足りないと高台の住宅地へ上がりませんので節水のご協力をお願いします。

4. 大槌町ごみ収集カレンダーの訂正について

既に配布しました大槌町ごみ収集カレンダーの収集対象地区に誤りがありました。
4月25日(月)の燃えないごみの収集は、C地区ではなくD地区となりますので、
よろしくお願いします。

5. 雇用・労働に係る出張相談会について

雇用・労働についての出張相談窓口を開設しますのでご利用ください。

内 容

- ・事業休業にかかる雇用調整助成金について
- ・雇用保険の支給について
- ・賃金、解雇など労働条件に関する事
- ・未払い賃金の立替払いに関する事 など

日 時：毎週火曜日（祝・祭日を除く） 午前10時～午後3時まで

場 所：大槌町中央公民館（城山体育館となり）談話室

問合せ先：釜石労働基準監督署 080-5949-8152（担当 澤田）

6. 被災地におけるクレジットカードのショッピング枠の現金化の勧誘について（ご注意）

被災地の一部において、クレジットカードのショッピング枠の現金化の勧誘と思われるビラ等が配布されております。

クレジットカードのショッピング枠の現金化は結局は債務を増大させ、また、クレジットカード会員規約に違反する行為です。借入や返済でお悩みの方におかれては、クレジットカードの現金化を考える前に、専門の相談窓口にご相談されるようお願いいたします。

相談は・・・消費者ホットライン 0570-064-370 まで

7. 阿部石油の営業開始について

阿部石油が営業を開始します。詳細は下記のとおりです。

開 始 日：4月22日（金）午後1時から

営業日時：月～金曜日 午前8時～午後5時まで

場 所：大槌町役場付近（新町）

内 容：ガソリンのみ 1人20リットルまで

8. 保健師による訪問調査について

町では震災による安否確認と健康状況を把握するため、保健師※による訪問調査（避難所・在宅）を実施します。住民の生活状況、身体、心の状況を把握したいと思いますのでご理解とご協力をお願いします。

※この調査は全国保健師教育機関協議会及び公衆衛生看護研究所から派遣された保健師の協力で実施します。

実施日程 4月23日（土）～5月8日（日） 9：30～16：00まで

問合せ先 福祉課 090-3045-3442

9. 大槌町開業歯科医師による診療の開始について

4月18日(月)から、大槌町歯科診療所において、町内開業歯科医師による診療が始まりました。当分の間は、下記の体制で診療を行います。

時 間：午前10時～午後3時まで(日曜、祝日は休み)
場 所：町立大槌保育所跡地
担 当：町内開業歯科医師
料 金：5月いっぱいまで無料
問合せ先：080-1668-2184

10. 眼科診療についてのお知らせ

4月25日(月)から、岩手医科大学眼科医チームによる診療を下記の体制で実施することになりましたのでご案内いたします。

日 時：4月25日(月)から毎週月曜日
午前9時30分～午後4時まで
場 所：南部屋産業駐車場(寺野弓道場付近)
診療車(バス)で診療を行います。
料 金：無料

11. ぽかぽかママサロンの開催について

ぽかぽかプロジェクト実行委員会から、妊産婦さん対象のサロンについてのご案内がありました。詳細については、下記までお問い合わせください。なお、案内チラシは城山体育館1階診療所内(担当：保健師)にてお渡しすることもできます。

滞在期間：4月28日(木)～5月2日(月)※期間途中での帰宅も可能です。

参加費用：無料

出 発 地：4月28日午前中に迎えのバスが出ます。※参加される方の状況で出発地および停留所を決定

内 容：花巻温泉にて、医師・助産師等のスタッフが、母親教室やマタニティーヨガ、ベビーマッサージ、健康講話などを実施する予定。

問合せ先：岩手県地域振興室 TEL019-629-5194

12. 大槌中学校入学式について

日 時：平成23年4月25日(月)
生徒登校 13:00
保護者受付 14:05～14:15
入学式開始 14:30

場 所：吉里吉里中学校体育館

服 装：制服を基本としますが、制服のない人は、学校指定ジャージまたは市販の運動着でも良いこととします。

持ち物：学校指定の上靴、スクールザック、筆記用具

※持ち物が準備できない人は、それに代わるものを持ってきてください。

※スクールバスについては、別紙スクールバスのお知らせをご覧ください。

保護者の皆様へお願い

・スリッパをご持参ください。

・駐車場が大変混み合いますので、できるだけ乗り合わせでご参加ください。

連絡先：大槌中学校 080-2300-3576

13. 被災者生活再建支援の添付書類について

被災者生活再建支援法人が支給する「被災者生活再建支援」の申請に当たっては、次の書類の添付（各1通）が必要です。あらかじめ準備するようお願いいたします。

なお、添付書類が揃っていない場合、申請の受付手続きができませんのでご注意ください。

①罹災証明書（税務会計課で発行）

住宅の被災状況が「全壊」「大規模半壊」が当該制度の主たる対象です。

なお、罹災証明書の交付は、4月下旬から5月上旬ごろの予定となっています。

②住民票謄本（町民課で発行）

被災時点（3月11日）の世帯状況を確認するものです。

③現在の世帯主の預金通帳（紛失した場合は、金融機関での再発行となります。）

※各証明書等は各発行期間にお問い合わせください。

参考として「被災者生活再建支援制度の概要」を掲載しましたのでご確認ください。また、申請日程等については、後日、お知らせします。

<被災者生活再建支援制度の概要>

1. 制度の対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生する被害が発生した市町村
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に相当)	解体 (2. ②に相当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） ①基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間） ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）

○基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。